

東北部浄化センターの汚泥処理方法の基本方針についての説明資料

＜資源・エネルギー・新技術部会を非公開とすることについて＞

1. これまでの資源・エネルギー・新技術部会について

東北部浄化センター汚泥処理方法の基本方針については、令和5年1月の第16回滋賀県下水道審議会（以下、審議会という。）において諮問し、6月に開催した第11回資源・エネルギー・新技術部会（以下、部会という。）より審議を開始した。

下水汚泥の処理方法は技術革新が著しい分野であるため、審議に必要な情報収集を行うため民間企業にサウンディング（アンケート）調査を行っている。

2. 非公開とする理由

第13回以降の資源・エネルギー・新技術部会では、民間企業への調査結果を踏まえ、最適な処理技術の選定について審議いただくが、その審議を行う部会については以下の理由により非公開としたい。

- 1) 民間企業からの回答内容は、各社の独自技術を含むことから、当該法人等の権利、競争上の地位その他正当な利益を害する恐れがあるため。
- 2) 調査条件として「本アンケート調査により得られた情報につきましては、守秘義務を遵守します。」と示しており、公にしないとの条件で任意に提供されたものであるため。

・滋賀県下水道審議会における会議の公開方針 第2第2項（1）

3. 非公開とする部会

以下の部会としたい。

開催回	開催日（予定）	議題
第13回部会	令和6年3月21日	・サウンディング調査結果を踏まえた汚泥処理方式の評価案

4. 今後のスケジュール

中間報告・答申時期について、下水汚泥の有効利用にかかる国からの新たな通知などがあり、検討事項が多岐に渡っていることから時間を要しており、前回（第16回）審議会で提示したスケジュールに対して下記のとおり予定しています。

- ・ 中間報告 令和5年度末 → 令和6年度上半期
- ・ 答申 令和6年度末 → 令和7年度上半期

東北部浄化センター汚泥処理方法の基本方針に係る 審議会等のスケジュール

開催回	開催日（予定）	議題
第16回審議会	R5. 1. 23	【諮問】東北部浄化センターの汚泥処理方法の基本方針について
	第11回部会	R5. 6. 7 東北部浄化センターの汚泥処理方法の基本方針について
第17回審議会	R5. 11. 13（今回）	資源・エネルギー・新技術部会を非公開とすることについて
	第12回部会	R5. 11. 22 設計条件整理、評価基準及び配点案
	第13回部会	R6. 3. 21 サウンディング調査結果を踏まえた汚泥処理方式の評価案 非公開を予定
	第14回部会	R6年度第1四半期 中間報告（案）
第18回審議会	R6年度上半期	【中間報告】
	第15回部会	R6年度下半期 概略事業費、事業方式等の検討
	第16回部会	R7年度上半期 答申（案）
第19回審議会	R7年度上半期	【答申】

(参考-1)

滋賀県下水道審議会における会議の公開方針の抜粋

第2 会議の公開・非公開の取扱

1 審議会の会議は、原則として公開するものとする。

2 次のいずれかの場合にあっては、会長が審議会に諮って会議を非公開とすることができる。

(1) 滋賀県情報公開条例第6条各号に掲げる情報に該当すると認められる事項を審議する場合

(2) 会議を公開することにより公正かつ円滑な議事運営に支障が生じると認められる場合

滋賀県情報公開条例第6条の抜粋

(公文書の公開義務)

第6条 実施機関は、公開請求があつときは、公開請求に係る公文書に次の各号に掲げる情報（以下「非公開情報」という。）のいずれかが記録されている場合を除き、公開請求者に対し、当該公文書を公開しなければならない。

～ 中略 ～

(2) 法人その他の団体（国、独立行政法人等、地方公共団体および地方独立行政法人を除く。以下「法人等」という。）に関する情報または事業を営む個人の当該事業に関する情報であつて、次に掲げるもの。ただし、人の生命、健康、生活または財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報を除く。

ア 公にすることにより、当該法人等または当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害する恐れがあるもの

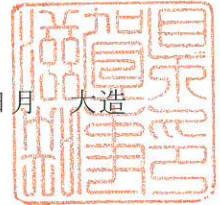
イ 実施機関の要請を受けて、公にしないと条件で任意に提供されたものであつて、法人等または個人における通例として公にしないこととされているものその他の当該条件を付することが当該情報の性質、当時の状況などに照らして合理的であると認められるもの

(参考-2) 第16回滋賀県下水道審議会 資料抜粋

滋 下 水 第 9 号
令和5年(2023年)1月23日

滋賀県下水道審議会 会長 様

滋賀県知事 三日月 大造



琵琶湖流域下水道東北部浄化センター汚泥処理方法の基本方針について（諮問）

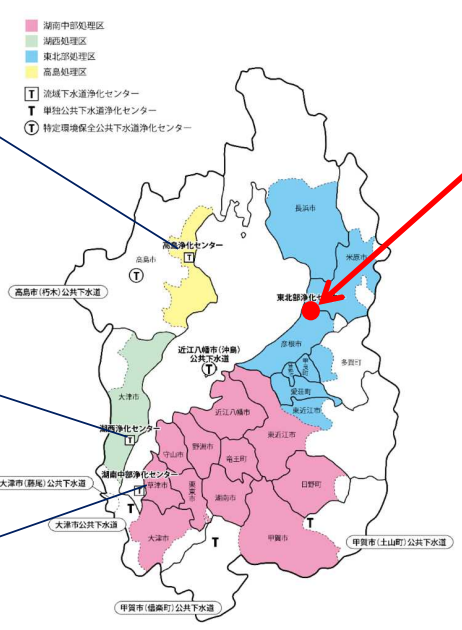
琵琶湖流域下水道東北部処理区は平成3年度に供用開始し、その後も順次整備を進めてきました。東北部浄化センターの汚泥処理は、平成20年に焼却・溶融炉を整備して以降、脱水汚泥を焼却・溶融し、溶融スラグとして建設資材等に活用してきましたが、溶融炉については、温室効果ガスの排出量が大きく、溶融スラグの需要低迷もあり、令和元年度末に運転を停止し、焼却のみの処理に切り替え、焼却灰は産廃処分しています。

焼却炉については、供用から約15年が経過し、老朽化対策を実施しているものの、今後の施設更新について検討が必要な時期を迎えています。

そのため、東北部浄化センターの汚泥処理方法の基本方針について、いかにあるべきか、滋賀県琵琶湖流域下水道事業の設置等に関する条例（平成30年12月28日 滋賀県条例第43号）第21条第2項の規定に基づき、貴審議会の意見を求めます。

滋賀県の汚水処理 - 琵琶湖流域下水道

- 滋賀県では、流域下水道により4つの浄化センターで汚水を集約処理。
- 東北部処理区は県内で2番目に大きな下水処理場で、約28万人の汚水を処理。



(R3年度末現在)

項目	内容
位置	彦根市松原町および米原市磯地先
処理場面積	約46.7 ha
処理区域面積	10,106.8 ha
処理対象人口	275,013 人
下水排除方式	分流式
水処理方法	B系列: 凝集剤添加ステップ流入式多段階硝化脱窒法 + 急速ろ過法 A系列 (建設中): 凝集剤添加ステップ流入式多段階硝化脱窒型膜分離活性汚泥法
処理能力 (日最大)	120,750 m ³ /日
流入水量 (日平均)	102,699 m ³ /日
汚泥処理方法	濃縮→脱水→焼却→焼却灰 (埋立処分)
発生汚泥量 (脱水ケーキ)	69.4 t/日

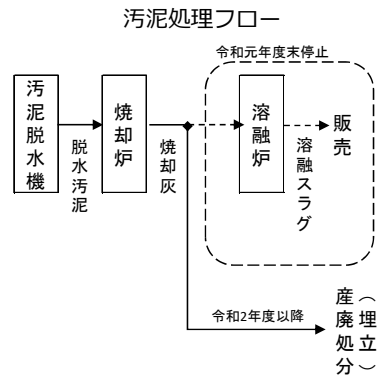
東北部浄化センターの汚泥処理方法 (現状)

- 汚水処理の過程で発生する「下水汚泥」は約70 t /日発生。
脱水汚泥ベース。令和3年度実績。
- 現在は焼却炉により焼却処分しているが、老朽化が進んでいる。



既設施設概要

- ・ 供用開始 平成20年4月 (約15年経過)
- ・ 方式・能力 流動床式焼却炉 110 t /日 (長寿命化工事H30~R4年度)
- 旋回流式溶融炉 7.68 t /日 (令和元年度末停止)



焼却炉については約15年が経過し、老朽化対策を実施しているものの、今後の施設更新について検討が必要な時期を迎えています。